

岩国市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を執行し、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成31年3月26日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 岡 勝 則

1 監査の対象

環境部（環境保全課・環境事業課・環境施設課・焼却施設建設事務所）
産業振興部（商工振興課・観光振興課・錦帯橋課・生産流通課・農林振興課・水産港湾課）

2 監査の実施期間

平成 30 年 12 月 5 日から平成 31 年 1 月 17 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 30 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 30 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

5 意見

(1) 共通事項

業務が多岐にわたり行われている中で、関係部署との調整が必要不可欠になってくるかと思われますので、より一層の連携を図り、業務を行っていただきたい。